

# 新自由主義下の ジェンダー平等教育の課題

橋本紀子

はしもと のりこ  
1945年生まれ  
女子栄養大学名誉教授  
国際婦人年連絡会世話人  
最近の著書 共編著『教科書にみる世界の性教育』  
(かもがわ出版)

はじめに

二〇一九年は、女性差別撤廃条約採択四〇周年、同条約選択議定書採択二〇周年に当たる。この間、日本でも男女雇用機会均等法や男女適用の育児・介護休業法、男女共同参画社会基本法、配偶者間暴力防止法、女性活躍推進法、政治分野における男女共同参画推進法などを成立させ、ジェンダー平等に向けた法整備を進めてきた。

この中には、成人年齢を一八歳に引き下げ、結婚年齢を男女ともに一八歳とする改正民法の成立(二〇一八、施行は二〇二二)なども含まれる。

しかし、その歩みは遅く、選択的夫婦別氏制度については法案の国会提出の段階にも至っていない。それは、女性差別撤廃条約の選択議定書が未批准であることとも関係する(締約国一八九カ国中一一二カ国批准)。

さらに、整備された法制度が真のジェンダー平等に寄与してきたのかという問題がある。男女雇用機会均等法

による「均等」は、性別役割分業にのっとって、コース別雇用管理を是認するものであった。結果、家庭責任を担う大多数の女性は一般職に振り分けられ、低賃金労働者として固定化される。男女共同参画社会基本法では、六条で、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護等を円滑に果たし、それ以外の活動を行うことができるようにと謳われている。しかし、均等法的な企業のジェンダー秩序の下で、これは、女性に仕事も家事・育児・介護も期待するものとして機能した。また、「女性活躍」のための施策を義務付けた女性活躍推進法は、管理職か、その可能性のある正規雇用の女性を対象にしており、全女性労働者の六割近くを占める非正規雇用の女性たちは除外されている。

これらの法制度の成立に影響を与えている新自由主義は、各人に競争に耐え抜き利潤をめざす「強い個人」であることを求めると同時に、社会福祉的なものを排除し、家族をセイフティ・ネットとするので、家事、育児、介護等は各家庭の個別責任として、その主要な担当者に女性を想定する。このような新自由主義的性別役割分業は、伝統的保守的価値への回帰を唱える新保守主義と相乗して、現在、女性の自立を阻む最大の障壁となっ

ている。

教育分野では、東京医科大学の入試における女子学生差別に端を発して、医学部医学科入試における女性差別の実態が明るみに出た。その理由は、医師の長時間労働は放置したままで、将来、妊娠・出産や家事・育児・介護等で無制限の長時間労働に耐えられない可能性のある女子学生の入学を制限したいというものである。ここでも、新自由主義的性別役割分業によって、担い手とされる女性が不利益を受けている。

さらに、フリージャーナリストの伊藤詩織さんによる自身の受けた性的暴行の公表、告発、財務省の福田事務次官のテレ朝女性記者へのセクハラなどをきっかけにセクハラを告発する「#MeToo」運動が各地で起きた。父親の娘への性的暴行を無罪とする判決などを受けて、性暴力反対のフラワーデモも各地で起きている。

ジェンダー平等と平等教育は、各人のセクシュアリティの尊重や性的権利、性の多様性を抜きにしては語れなくなっている。そこで、本稿では、学校教育におけるジェンダー平等の進展をpushした上で、払拭しきれない性別役割分業意識の醸成にかかわる「特別の教科 道徳」の問題点と、性教育の道徳化傾向をあきらかにし、